

法学系論文の序論に見られる文章構造の分析

—民法、商法、知的財産権法系論文を対象に—

木本 和志*

本研究では、法学を学ぶ日本語学習者への論文の読解・作成の指導への貢献を目指し、学習・研究上重要な法律系の学術雑誌9編から抽出した民法、商法、知的財産権法系の論文計135編を対象に、その序論に見られる文章構造を分析した。その結果、それらが「研究領域の提示」「研究の必要性の提示」「その論文についての説明」の3構成要素(「ムーブ」)およびその13の下位要素(「ステップ」)から成っており、かつ各ムーブがこの順番で配置されやすいことが明らかになった。この配列は、工学や農学などといった他の専門分野の論文でも見られる特徴である。一方で、他の専門分野の論文に頻繁に出現していたムーブ「研究の必要性の提示」や先行研究を概観する要素が出現しない場合も多く見られた。

キーワード：法学系論文，序論，文章構造，ムーブ，ステップ

1. はじめに

文章構造についての知識は、文章の読解および作成の両面で重要な役割を果たすと言われている^{1,2)}。よって、日本語学習者に日本語論文の読解および作成の基礎的な指導を行うにあたっては、文章の構造に着目することが重要になると考えられる。しかし、日本語教育の観点から日本語論文の文章構造を分析した研究はまだ少数にとどまる。

そこで本研究では、法学を学ぶ日本語学習者への論文の読解・作成の指導への貢献を目指す基礎研究として、法学系論文の序論の文章構造を分析した。法学系論文の読者の大半は序論に目を通した後に本論以降を読むかどうかを決めるとの指摘もある³⁾。すなわち、法学系論文の序論は読み手にとっては読むべき論文を適切かつ効率的に選択するための、また書き手にとっては読み手の関心を引き付けるための重要なセクションである。また、日本での法学教育では、論文の読み書きに際して原則的に日本語が用いられる⁴⁾。このように、読解および作成指導の観点から見て、法学系論文の序論の構造解明は重要であると考えられる。

なお、本研究では、分析対象となる法律分野を民法、商法、知的財産権法(以下、知財法)の3分野に限定する。これらは、大阪大学法学部の留学生専門教育教員

2名より、法学を学ぶ日本語学習者が専攻することが比較的多い分野であると指摘されたものである。

2. 先行研究および分析の枠組み

2.1 先行研究

日本語論文の序論の文章構造を分析した研究としては、日本史学系、工学系、農学・工学系日本語論文を分析した3研究⁵⁾⁻⁷⁾(以下、各先行研究)が挙げられる。各研究には共通して、序論が特定の構成要素から成っていること、および各要素が特定の位置に配置されやすい傾向にあることが示されている。しかし、法学系論文を分析した研究は筆者の知る限りまだない。

2.2 分析に必要な視点

現在、多くの日本語教育機関では、特定分野に重点をおいた作文指導を行うための条件が整っておらず、多用な専門分野の学習者を1つのクラスで指導せざるを得ない状況にある⁸⁾。このような現状に鑑みると、専門分野を問わず共通して見られる構成要素や文章構造(以下、共通項)を探ることも重要になる。共通項を探ることの重要性はこれまでも指摘されてきた^{5,6)}が、実際の分析はまだ十分には行われていない。

また、論文作成指導に際しては添削指導が必要になるが、その際には学習者が書いた文章がどのような点で不十分で、かつ手直した文章の方がどのような

*大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程

点で好ましいかを納得させた上での指導を行わなければ十分な学習効果は期待できない⁹⁾。つまり、添削に際しては、何が、なぜ、どう違うのかを示し、学習者に十分理解させることが重要になる。そのためには、論文の構造的な特徴に加え、それらの構造が選ばれる理由や背景等について考察する視点も必要となる。

2. 3 分析のモデルおよび本研究の目的

本研究では、分析のモデルとして CARS モデル (“Create a Research Space Model”)¹⁰⁾を用いる。CARS モデルは、英語論文の序論の書き手が読み手に向けてどのようなコミュニケーションを行おうとしているのかを示したモデルである。すなわち、このモデルには、論文の読み手と書き手が序論を読み書きする際の目的が示されていると考えられる。それゆえ、CARS モデルを分析のモデルとして用いることで、論文をとりまく当該専門分野の背景等にも着目した、より巨視的な分析が可能になると思われる。

以上の議論を踏まえ、本研究では次の①～③を行う。

- ①法学系論文の序論の構造的特徴を提示する。
- ②専門分野の違いを越えて現れる共通項を探る。
- ③法学系論文に構造的特徴が現れる背景を探る。

3. CARSモデルおよび各先行研究の概観

3. 1 CARS モデル

CARS モデルは、表 1 に示されている通り様々な分野^{注1)}の英語論文の序論がムーブ(Move)およびステッ

表 1 CARS モデル¹⁰⁾

Move1 Establishing a territory
Step 1 Claiming centrality and/or
Step 2 Making topic generalization(s) and/or
Step 3 Reviewing items of previous research
Move 2 Establishing a niche
Step 1A Counter-claiming or
Step 1B Indicating a gap or
Step 1C Question-raising or
Step 1D Continuing a tradition
Move 3 Occupying the niche
Step 1A Outlining purposes or
Step 1B Announcing present research
Step 2 Announcing principal findings
Step 3 Indicating RA structure

表 2 CARS モデルの典型的なステップ

ムーブ	各ムーブの典型的なステップ
1	ステップ 3 “Reviewing items of previous research” (先行研究の概観)
2	ステップ 1B “Indicating a gap” (先行研究の不備の指摘)
3	ステップ 1A “Outlining purposes” および 1B “Announcing present research” (その論文の主な目的や特徴を述べる)

その論文で扱われる研究対象が重要であることの指摘や、その研究対象を取り巻く背景等についての説明を行う。(ムーブ 1 のステップ 1 および 2 に該当)



先行研究を概観し(ムーブ 1 のステップ 3 に該当)、その不備を指摘する(ムーブ 2 のステップ 1B に該当)。



その研究の目的や論文の構成等を示す。(ムーブ 3 に該当)

図 1 各先行研究に共通して見られる序論の流れ

ブ(Step)という要素で構成されていることを示したモデルである。各ムーブはそれぞれ、序論の書き手の意図、すなわち、書き手が読み手に対して何をしようとしているのかを示したものである。一方、ステップはムーブの下位要素であり、その書き手の意図が論文の中にどのような形で現れるかを具体化したものである。例えば、ムーブ 1 のステップ 3 “Reviewing items of previous research”、すなわち、その研究領域に関連する先行研究を概観するという形で論文の中に具体化される。典型的な英語論文の序論においては、ムーブ 1、ムーブ 2、ムーブ 3 の順番で各ムーブが出現する。

3. 2 各先行研究が提示する序論の構造

各先行研究の分析結果は全て、構成要素と文章構造の両面で CARS モデルとの高い類似性を示していた。具体的には、表 2 に示した CARS モデルの典型的なステップに該当する構成要素が全て高い出現率を示していた。また、図 1 の通り、典型的な序論の構造として、ムーブ 1 に該当する要素で始まり、ムーブ 2 に該当する要素がそれに続いた後、ムーブ 3 に該当する要素で締めくくられるという流れが共通して提示されていた。

4. 結果

4. 1 分析対象

本研究では、法学系論文に頻繁に引用されている雑

表3 分析対象とした分野と雑誌

法律分野	雑誌名(発行者・発行会名)
民法	『ジュリスト』 (有斐閣) 『民商法雑誌』 (有斐閣) 『NBL』 (商事法務研究会)
商法	『商事法務』 (商事法務研究会) 『ジュリスト』 (有斐閣) 『法律時報』 (日本評論社)
知財法	『ジュリスト』 (有斐閣) 『知財管理』 (日本知的財産協会) 『パテント』 (日本弁理士会)

誌を学習・研究上重要な文献として位置づけた。その上で、法学系雑誌『阪大法学』の1995年度から2004年度までの10年分を対象に引用文献を調査し²、頻繁に引用されている雑誌を上位3位まで集計した。その結果、表3に示した9雑誌が得られた。分析対象となる論文は、表3の各雑誌から15編ずつ、計135編抽出した。なお、抽出は2004年度から遡り、年度の新しい論文から順に無作為に行った³。

4. 2 法学系論文の序論の構成要素

CARSモデルを参照しつつ、抽出した論文の序論部分の構成要素を分析した結果、表4を得た。表4には、各要素が出現した論文数も示した。なお、各ステップに付した下線の意味については4. 3で述べる。

表4のムーブとステップは、CARSモデルにおけるそれらと同様の役割を果たす。また、各ムーブはそれぞれ、CARSモデルのムーブ1~3に対応する。

表4の各ステップの選定にあたっては、まず特徴的な文型や表現の有無に注目した。その結果、それらが多数見られたため、それらに着目しつつ各ステップを

表4 法学系論文の序論に見られる構成要素

ムーブ1. 研究領域の提示(128編)
ステップ1. 研究領域の重要性の主張(68編)
ステップ2. 研究分野を取り巻く背景についての説明(58編)
ステップ3. 研究分野に関わる事物・事象についての説明(63編)
ステップ4. 学説・裁判例への言及(27編)
ムーブ2. 研究の必要性の提示(87編)
ステップ1. 課題設定(74編)
ステップ2. 研究の意義の主張(8編)
ステップ3. 研究動機の提示(6編)
ムーブ3. その論文についての説明(131編)
ステップ1. 研究内容の提示(114編)
ステップ2. 研究目的の提示(12編)
ステップ3. 論文の構成の提示(40編)
ステップ4. 次章(節)への橋渡し(2編)
ステップ5. 分析結果の提示(2編)
ステップ6. 分析にあたっての断り(10編)

選定した。例えば、ムーブ1のステップ1「研究領域の重要性の主張」は、「～は重要な問題である」等の文型を典型的に伴う。こういった特徴的な文型や表現が見られる場合、それらが含まれる1文全体を当該ステップに分類した。ただし、意味的な1つのまとまりと捉えられる文の集団が見られた場合は文単位にこだわらず、その文の集団全てを同一のステップに分類した。次の(1)を用いて、その具体的方法について説明する。なお、以下で出現する例文に付されている下線は全て筆者によるものである。また紙幅の都合上、例文の引用元については雑誌名とその巻・号数のみ記した。

(1)パソコンや携帯電話の普及に伴い、インターネットの世界が急速に拡大している。総務省の「平成13年度版情報通信白書」によると、わが国のインターネット利用者(15歳~79歳)は2000年末現在で4708万人を数え、この1年間で74%も増加した。(『ジュリスト』1215号)

(1)の下線部は、ムーブ1のステップ1「研究領域の重要性の主張」に特徴的な表現である。よって、(1)の冒頭の1文は同ステップに分類される。ここで、(1)全体を見ると、まず冒頭の1文でインターネットの世界が急速に拡大していることが述べられ、続いて第2文で、その拡大の様子が具体的に描写されている。すなわち、冒頭の1文と第2文は、1つの意味的なまとまりと捉えることができる。したがって、(1)全体がムーブ1のステップ1に分類される。

以上のように、本研究では特徴的な文型や表現、および文と文との意味的なつながりに着目し⁴、各ステップの抽出を行った。以下、表4の各ムーブとステップの具体的な内容について順に説明する。次節以降、ムーブおよびステップという用語は全て表4におけるそれらを指すものとする。

4. 2. 1 ムーブ1「研究領域の提示」

ムーブ1は、その論文における研究領域を提示しようとする書き手の意図を表す。その意図は、ステップ1~4の形で論文中に具体化される。

ステップ1は、その論文の研究分野が重要であり、トピックとして取り上げる価値があることを読み手に示そうとするものである。このステップは「～は重要な問題である」「～が注目されている」等の文型を伴う。

(2)前者の検討事項は(中略)、実務的にも重要な問題である。(『ジュリスト』1267号)

(3)近年、(中略)知的財産制度の活用が注目されている。(『知財管理』54巻3号)

ステップ2は、論文で扱われる研究分野を取り巻く社会的背景や法的背景について説明するものであり、次のような文型を伴って論文中に現れる。

(4)二〇〇一年四月一日、(中略)消費者契約法が施行された。(『民商法雑誌』127巻3号)

(5)伝統的に、日本の商法は、自己株式の取得については原則として禁止(中略)するという立場を堅持してきた。(『法律時報』75巻4号)

ステップ3は、論文で扱われる研究分野に関わる事物や事象、すなわち法律や法概念について説明するもので、(6)のように「～とは～を指す」等の文型を伴う。

(6)ストック・オプションとは、一般に、会社の株式を一定の期間内に一定の価額で取得する権利を指す。(『法律時報』75巻4号)

ステップ4は、「学説」すなわち法学者による法律解釈、または「裁判例」すなわち裁判所による法律解釈に言及するものである。法学研究の中心は法律の解釈であるため、学説は法学分野における先行研究と同義である。また、裁判所による法律解釈である裁判例も、先行研究と類似した役割を担う。すなわち、ステップ4は当該研究分野の先行研究に言及する役割を果たす。次の(7)は学説、(8)は裁判例への言及例である。

(7)中舎教授は、(中略)契約法理で処理すべきことを主張している。(『NBL』784号)

(8)最判平15・4・22【オリンパス光学最高裁事件】は、(中略)と判示した。(『知財管理』53巻12号)

4. 2. 2 ムーブ2「研究の必要性の提示」

ムーブ2は、研究の必要性を示そうとする書き手の意図を表す。表4の通り、その意図は主にステップ1「課題設定」として論文中に具体化される。

ステップ1は、研究対象や先行研究を取り巻く不備や問題点を指摘したり、具体的な課題を提示するものである。このステップは次のような文型を伴う。

(9)しかし、必ずしも十分に議論がなされてきたとは言い難い。(『ジュリスト』1227号)

(10)パブリシティ権の本質とその内容を理解する

ためには、(中略)その発展のあとを辿ってみることが必要であろう。(『パテント』57巻5号)

ステップ2は、書き手が自分の研究に意義があることを主張するもので、次のような表現を伴う。

(11)この問題を考えておく必要は実務上も意義あるものと思われる。(『NBL』784号)

ステップ3は、書き手がどのような動機や理由によってその研究を行うに至ったかを述べるもので、次のような表現を伴って論文中に現れる。

(12)本稿が委任契約を特に取り上げるのは、次のような理由による。まず第一に(中略)。

(『民商法雑誌』126巻4・5号)

4. 2. 3 ムーブ3「その論文についての説明」

ムーブ3は、その論文の具体的内容について説明しようとする書き手の意図を表す。表4の通り、その意図は主にステップ1「研究内容の提示」として現れる。

ステップ1は、その研究や論文の具体的な内容を提示するもので、次のような文型を伴う。

(13)本稿では、(中略)会社の使用人に係る規律のあり方を検討する。(『ジュリスト』1267号)

(14)本稿で取り上げるのは、学納金返還訴訟に関する一級審判決(中略)である。(『NBL』797号)

ステップ2は、その研究の目的を提示するもので、(15)のように「(本稿は/では)～を目的とする/したい」等の文型を伴って論文中に現れる。他にも、(16)のように、何を目的としてその研究を行ったかを明示しているものもこのステップに分類した。

(15)本稿は、これらの2つの定めがもつ意味と問題点を(中略)明らかにすることを目的とする。

(『ジュリスト』1200号)

(16)本稿では(中略)「電子債権論」のイメージというべきものを明らかにし、今後の議論の呼び水にしたいと考えた次第である。(『NBL』790号)

ステップ3は、その論文全体の構成について述べるもので、次のような文型を伴う。

(17)本稿は、まず、(中略)を検討し、次に、(中略)を紹介し、最後に、(中略)について検討する。

(『知財管理』54巻10号)

(18)本稿においては、(中略)を概観した後、(中略)を検討する。(『ジュリスト』1227号)

ステップ4は、序論に続く章または節の内容を紹介するもので、135編中2編にのみ、次のような表現を伴って序論の末尾部分に出現した。

(19)検討に先立ち、現行法の概要を確認しておく。
(『法律時報』75巻4号)

ステップ5は、その論文における分析結果を提示するもので、同じく135編中2編にのみ、次のような表現を伴って現れた。

(20)本稿の分析の要点は、(中略)というものである。
(『NBL』799号)

ステップ6は、分析を進めるにあたっての前提を読み手に示すもので、次のような表現が見られた。

(21)以下では、特に断らない限り、(中略)信託財産間の問題は生じない場面を想定する。
(『NBL』791号)

(22)本稿では、株式交換・株式移転を(中略)広く法人の一形態(中略)として捉えた上で議論を進めることにする。
(『法律時報』75巻4号)

4. 3 構成要素の共通性への示唆

表4で下線を付したステップは全て、各先行研究のいずれか2つ以上で対応するものが見られたことから、これらは専門分野の違いを越えて出現する共通項としての可能性が高いと考えられる。

また、これらのステップは各ムーブにおける典型的な構成要素でもある。例えば、表4で下線を付したムーブ2のステップ1「課題設定」は、同ムーブの全ステップ中で最も高い出現率を示している。他のムーブについても同様の傾向が見られる。すなわち、共通項としての可能性が高いステップは、分析対象とした法学系論文の序論における典型的な構成要素でもある。

4. 4 法学系論文の序論の文章構造

4. 4. 1 各ムーブの配列の特徴

今回分析した法学系論文の序論においては、ムーブ1の後にムーブ2が続き、ムーブ3で締めくくられる流れ(以下「1→2→3」)が最も多く見られた(135編中62編)。これは、3. 2で述べた各先行研究での分析結果と同様の傾向であり、専門分野の違いを越えた文章構造の共通性を示唆する。

一方、ムーブ1の後にムーブ3が続く流れ(以下「1→3」)も「1→2→3」に次いで多く現れた(135編中34

編)。これは各先行研究には見られなかった流れである。

表5は、これら「1→2→3」および「1→3」の出現率を分野別に示したものである。表5の通り、どの分野でも「1→2→3」と「1→3」は合計で70%前後の出現率を示している^{註5}。両者の出現率を分野別に見ると、民法と知財法では「1→2→3」が「1→3」を大きく上回っているが、商法では「1→3」が「1→2→3」を若干上回っている。また、商法での「1→3」の出現率は、民法および知財法のそれと比較すると目立って高い。このように、今回分析した法学系論文の序論においては、商法と他の分野との間で構造上の相違が見られた。

4. 4. 2 ムーブ1の現れ方の特徴

先に3. 2で述べた通り、各先行研究には共通して、当該専門分野の先行研究に言及する要素が高頻度で見られた。しかし、表4の通り、今回分析した法学系論文の序論では、先行研究に言及する要素であるムーブ1のステップ4は27編という少ない出現数であった。

4. 4. 3 ムーブ2の現れ方の特徴

表4の通り、ムーブ2の中核を成すステップはステップ1「課題設定」である。4. 2. 2で述べた通り、このステップは、研究対象や先行研究を取り巻く不備や問題点を指摘したり、具体的な課題を提示するものである。このステップが論文中出现した際に論文の書き手が主に行った「課題設定」は次の①と②に示した2通りで、これらはのべ79編の論文に見られた。

①学説・裁判例を取り巻く課題設定

②法律や法概念を取り巻く課題設定

①はのべ79編中17編、②は62編において見られた。すなわち、今回分析した論文では、ムーブ2は主に②の形で出現していた。以下、①および②の具体的な内容について順に述べる。

①は、学説および裁判例、すなわち法学分野における先行研究を取り巻く問題点や不備の指摘を行うものである。このような「課題設定」は、3. 2で述べた

表5 「1→2→3」および「1→3」の分野別出現率

法律分野	「1→2→3」	「1→3」
民法	24編(53.3%)	7編(15.6%)
商法	15編(33.3%)	18編(40.0%)
知財法	26編(57.8%)	9編(20.0%)

通り、各先行研究において高頻度で見られたが、今回の分析ではのべ79編中17編と低い出現率を示していた。①は次のような表現を伴って論文中に現れる。

(23)判例は、(中略)損害担保契約という言葉を使っているだけで、具体的な内容については明らかにしていない。(『NBL』778号)

(24)しかし、(中略)結合企業法制の中心問題の渉外の側面については立ち入った検討は少ない。(『商事法務』1706号)

②は、論文中で扱われる法律や法概念を取り巻く問題点や不備の指摘、具体的な課題の設定等を行うものである。先述のように、②はのべ79編中62編という高頻度で見られた。②の文章例としては、次の(25)および(26)が挙げられる。各例の波線を付した部分は、各論文で扱われる法律や法制度を指す。

(25)もっとも、消費者契約法によって規律されたのは、消費者契約における情報の収集・分析をめぐる問題の一部にすぎない。(『民商法雑誌』123巻4・5号)

(26)抵当権制度を見直すに当たっては、(中略)抵当権法理からの検討も重要視されなければならない。(『ジュリスト』1218号)

4. 4. 4 ムーブ3の現れ方の特徴

表4の通り、ムーブ3で出現率の高いステップはステップ1「研究内容の提示」とステップ3「論文の構成の提示」である。両者とも、図1の通り、各先行研究に共通して見られた構成要素である。また、ムーブ3が出現する場合、序論はムーブ3で締めくくられることがほとんどであり(131編中124編)、この傾向も各先行研究と共通している。以上のように、他の2ムーブとは対照的に、ムーブ3の現れ方は各先行研究との高い共通性を示していた。

5. 考察

前章での分析の結果、法学や工学等といった専門分野の違いを越えた共通項への示唆を得るとともに、次のi～ivのような構造的特徴が明らかになった。

- i. 「1→3」というムーブの流れが見られる。
- ii. 商法系論文に「1→3」が多く見られる。
- iii. 先行研究に言及する構成要素の出現率が低い。

iv. ムーブ2の出現箇所では、先行研究を取り巻く問題点や不備の指摘があまり行われない。

以下、これらの特徴が見られる背景を考察する。

5. 1 iおよびiiが見られる背景

「1→3」が見られた論文34編中15編、すなわち約半数が、改正された法律もしくは法制審議会が取りまとめた要綱試案の内容について概説・検討することを目的とした論文(以下、「改正・試案の論文」)であった。その序論部分の例としては、次の(27)が挙げられる。

(27)法制審議会の会社法(現代化関係)部会(中略)は、平成一五年一〇月二二日に「会社法制の現代化に関する要綱試案」(中略)を取りまとめ、法務省民事局参事官室は、それに対する各界の意見照会を行った。本稿は、有限会社制度の行方および会社区分の問題を中心に、試案の会社機関に関する部分の基本的考え方の検討を行うものである。(『商事法務』1686号)

(27)では、まず冒頭の1文で研究分野を取り巻く背景の説明(ムーブ1のステップ2)がなされ、続いて研究内容の提示(ムーブ3のステップ1)が行われている。

法学研究の中心は法律の解釈である¹¹⁾ため、法学研究者にとっては、法律が改正されること、および法律関係の要綱試案が提出されることは、法律という研究対象そのものが変わることを意味する。それゆえ、その法律分野の研究に携わる全ての研究者にとって、それらは重要な出来事である。「改正・試案の論文」の読み手と書き手は、その論文における研究の重要性を予め認識した上で読解および作成を行っていると考えられるため、書き手は研究の必要性の提示(ムーブ2)を取って行く必要がなかったものと思われる。このような背景の存在により、序論における最も典型的なムーブの流れ「1→2→3」とは異なり、中間部分のムーブ2が存在せず、「1→3」が見られたのだと考えられる。このような特徴を有する「改正・試案の論文」が多く含まれていたため、今回分析した論文の序論に「1→3」が多く現れたと推測される。

ここで、「1→3」が見られた「改正・試案の論文」全15編中、民法系は3編、商法系は9編、知財法系は3編で、商法系論文が過半数を占めていた。商法系論文の序論に「1→3」が多く出現したのは、このよう

に「改正・試案の論文」が商法系論文に特に多く見られたためであると考えられる。今回分析した論文の年代は、商法の改正が相次いだ時期と重なっている。また、本研究で分析対象とした雑誌のほとんどは、「改正・試案の論文」のような速報性のある論文が頻りに掲載される商業雑誌であり、純粋な学術誌ではない。このような背景により、今回の分析で「改正・試案の論文」が商法系論文に特に多く見られたと考えられる。

5. 2 iiiおよびivが見られる背景

先述のように、本研究で分析対象とした雑誌のほとんどは商業雑誌であるため、掲載される論文の長さは純粋な学術誌のそれに比べて短いと推測される。そのため、本来ならば序論で行われるべき先行研究への言及が省略された可能性がある。法学系論文の書き方について解説した文献 3) および 12) において、従来の学説の不備や問題点に序論で言及する必要性が指摘されていることも、この可能性を裏付けている。今後は学会誌や紀要などといった純粋な学術誌、すなわち学術性が高く、論文の長さも比較的長いと思われる雑誌に分析対象を広げ、先行研究に言及する要素の序論における出現頻度に違いが見られるかを探る必要がある。

一方、本研究でivのような特徴が見られたのは、上記の理由で先行研究への言及がほとんど行われなかったためと推測される。よって、他の学術誌においてもムーブ 2 が今回の分析結果と同様の現れ方を示すか否かを確かめることも、今後必要になる。

6. おわりに

本研究では、民法、商法、知財法系論文の序論の文章構造を書き手の意図の視点から分析した。その結果、法学や工学等といった専門分野の違いを越えて出現する共通項への示唆を得ると同時に、他の専門分野には見られなかった構造的特徴も明らかになった。

だが、前章で述べた通り、その構造的特徴には分析対象となった法律分野および雑誌の性質、論文の種類や長さ、発表時期などの様々な要因が少なからず反映されていると考えられる。よって、今回の分析結果はあくまでも試験的なものにすぎない。また、今回分析対象とした論文の中には、「改正・試案の論文」のように大学や大学院で法学を学ぶ日本語学習者が執筆する

機会がほとんどないと言ってよいものも見られた。このことは、法学系論文に頻りに引用されている雑誌を分析対象として選ぶ方法をとった本研究の限界を示している。卒業論文や修士・博士論文を執筆する必要のある学習者が参照すべき型は、商業雑誌よりもむしろ、他の学会誌や紀要の論文に反映されていると考えられる。よって今後はそれらに分析対象を広げ、今回の分析結果との類似性および相違性がどの程度見られるかを探る必要がある。

一方、多様な専門分野の学習者が学ぶクラス内では特定の専門分野に特化した指導を行うことは難しいため、専門分野を問わず共通して見られる文章構造の型を示すことも必要になる。今後は、本研究で得られた共通項への示唆をもとに、これまで研究が行われた工学、農学、日本史学、法学分野以外にも分析対象を拡大し、より多くの専門分野間の共通性を探る必要がある。以上を課題とし、研究を進めたいと考える。

謝辞

留学生教育事情についてのインタビュー調査にご協力いただいた大阪大学法学研究科の田中規久雄先生、瀬戸山晃一先生に感謝申し上げます。

注

1 文献 10) においては、CARS モデルが適用できる専門分野についての具体的な言及はなされていなかった。

2 調査対象を『阪大法学』に限定したのは、まず 1 つには筆者が大阪大学法学部の出身であるため雑誌についての情報が得やすいためであり、もう 1 つには、頻りに引用されている文献、すなわち学習・研究上重要な文献は、雑誌ごとに大きく異なるわけではないと考えられるためである。

3 2004 年度分だけで十分な数が収集できる雑誌については 2004 年度分から、それだけでは不十分な雑誌については最大で 1999 年度まで遡って抽出した。

4 文と文との意味的なつながりを探るにあたっては、「例えば」「すなわち」「つまり」等の接続詞にも注目した。

5 各法律分野とも、残りの 30% 前後の論文においては「1→2→3→2→3」「1→3→1→3」など多くの展開パターンが見られたが、いずれも分野別出現率は 7% 未満であった。

参考文献

1) 内田伸子：読む書く話すの発達心理学，放送大学教育振興会（1994）

- 2) 岡崎敏雄・長友和彦：スキルシラバスによる読解指導－スキルシラバスとその指導形式－，留学生日本語教育に関する理論的・実践的研究，pp. 43-51 (1989)
- 3) 広中俊雄・五十嵐清編：法律論文の考え方・書き方，有斐閣 (1983)
- 4) 田中規久雄：法学日本語教育について，大阪大学留学生センター研究論集 多文化社会と留学生交流，第 3 号，pp. 37-47 (1999)
- 5) 佐藤勢紀子・仁科浩美：工学系学術論文における序論の構成の分析，東北大学留学生センター紀要，第 3 号，pp. 26-34 (1996)
- 6) 杉田くに子：上級日本語教育のための文章構造の分析－社会人文科学系研究論文の序論－，日本語教育，第 95 号，pp. 49-60 (1997)
- 7) 村岡貴子・米田由喜代・因京子・仁科喜久子・深尾百合子・大谷晋也：農学系・工学系日本語論文の「緒言」の論理展開分析－形式段落と構成要素の観点から－，専門日本語教育研究，第 7 号，pp. 21-28 (2005)
- 8) 二通信子・大島弥生・山本富美子・佐藤勢紀子・因京子：アカデミック・ライティング教育の課題，日本語教育学会春季大会予稿集，pp. 285-296 (2004)
- 9) 藤原雅憲・初山洋介編：上級日本語教育の方法，凡人社 (1997)
- 10) Swales, J. M.: *Genre Analysis: English in Academic and Research Settings*, Cambridge University Press (1990)
- 11) 杉光一成：理系のための法学入門－知的財産法を理解するために－改訂第 4 版，法学書院 (2003)
- 12) 大村敦志・道垣内弘人・森田宏樹・山本敬三：民法研究ハンドブック，有斐閣 (2000)

Analyzing the Textual Structure of Law Paper Introductions on Civil Law, Commercial Law, and Intellectual Property Law

KIMOTO, Kazushi

Graduate School of Language and Culture, Osaka University

kuugak@gs.lang.osaka-u.ac.jp

This paper analyzes the textual structure used in the introductory sections of 135 research papers on civil law, commercial law, and intellectual property law that have appeared in recent academic journals important for study and research. The results show that the introductions consist of 3 main components which I have named “Moves”, and include the categories of “Establishing a Territory”, “Demonstrating the Necessity of the Research”, and “Explaining the Contents of the Paper”, typically placed in this order. In addition to Moves, the introductions are also composed of 13 subordinate components which I have named “Steps”.

The tendency for the 3 Moves to be placed in this order is also seen in the introductory sections of research papers in other academic fields such as engineering science and agriculture. The results also show, however, that in the papers analyzed in this study there are many cases in which “Demonstrating the Necessity of the Research” and the review of previous research, which are common in other academic fields, are often not observed.

Keyword: *law papers, introductions, text structure, Move, Step*